

令和 2 年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 3 年 1 月 13 日

担当部・課：教育委員会

複合文化施設開設準備室〔内線 5071〕

① 件 名
石巻市民会館及び石巻文化センターの廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東日本大震災により被災した石巻市民会館及び石巻文化センターについては、被災公共施設再建（廃止）方針に基づき、既存施設を廃止し、新たに「複合文化施設」として整備を進めており、令和 3 年 4 月から供用開始する予定としている。</p> <p>【目的】 用途廃止し解体した石巻市民会館及び石巻文化センターについて、国の公立社会教育施設等災害復旧事業に係る現地調査が終了したことから、関係条例等の整理を行う。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 石巻市民会館条例（平成 17 年条例第 132 号） 石巻文化センター条例（平成 17 年条例第 108 号） 石巻市複合文化施設条例（令和元年条例第 41 号） 石巻市民会館条例施行規則（平成 17 年規則第 74 号） 石巻文化センター管理規則（平成 17 年教育委員会規則第 32 号） 石巻文化センター使用料規則（平成 17 年規則第 70 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻震災復興基本計画 施策大綱 4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる 大区分 1 未来の人を育てる (1) 学校教育・社会教育施設等の復旧・復興</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 23 年 3 月 東日本大震災により石巻市民会館及び石巻文化センターが被災 平成 25 年 1 月 石巻市民会館災害復旧費現地調査実施 平成 25 年 9 月 石巻市民会館建物解体 平成 25 年 12 月 石巻文化センター建物解体 平成 30 年 9 月 (仮称) 石巻市複合文化施設建設工事ほか着工 令和 元年 6 月 (仮称) 石巻市複合文化施設展示工事着工 9 月 石巻市複合文化施設条例制定 令和 2 年 1 月 石巻文化センター災害復旧費現地調査実施（建物） 12 月 石巻文化センター災害復旧費現地調査実施（設備）</p>
⑤ 主な内容
<p>【廃止する施設概要】 石巻市民会館 (1) 施設の位置 石巻市不動町二丁目 16 番 1 号 (2) 設置年月日 昭和 42 年 7 月 1 日 (3) 建物構造及び施設面積 鉄筋コンクリート造（ホール）ほか 2 棟 4,465㎡</p>

<p>石巻文化センター</p> <p>(1) 施設の位置 石巻市南浜町一丁目7番30号</p> <p>(2) 設置年月日 昭和61年10月28日</p> <p>(3) 建物構造及び施設面積 鉄筋鉄骨コンクリート造ほか1棟 5,979㎡</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】</p> <p>当該センターを廃止し、その機能を、令和3年4月に供用開始予定である石巻市複合文化施設（まきあーとテラス）へ移行することにより、本市の中心的な文化施設としての利用促進を図る。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和3年2月 市議会第1回定例会に石巻市民会館条例及び石巻文化センター条例の廃止並びに暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和3年4月1日）</p> <p>3月 石巻市民会館条例施行規則、石巻文化センター管理規則ほか関係規則の廃止</p>
<p>⑨ その他</p>